

令和 7 年度御代田町障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

1 目的

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等から物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、本町の全ての機関が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A 型・B 型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所とは次の要件をすべて満たすものをいう。

① 障害者の雇用数が 5 人以上

② 障害者の割合が従業員の 20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上

- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

- ア 事務用品・書籍（事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍など）
- イ 食料品・飲料（パン、弁当、加工食品、飲料、野菜など）
- ウ 小物雑貨（組紐製品、布製品、木工、陶器、織物、藁細工など）
- エ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 印刷（ポスター、チラシ、報告書、名刺、封筒など）
- イ クリーニング
- ウ 清掃・施設管理（清掃、草刈り、落ち葉拾い、除草作業、施設管理など）
- エ 情報処理・テープ起こし（プログラミング、データ入力、テープ起こしなど）
- オ ポスティング、DM の封入、宛名貼り
- カ 公用車のタイヤ交換、洗車
- キ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取り組みを行う。

(1) 調達推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

物品等の調達にあたっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

- ア 物品等の調達が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。
- イ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう可能な限り分離発注を行うなど発注方法を考慮するように努める。
- ウ 物品等の調達について、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう履行期間及び発注量を考慮するよう努める。
- エ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対し十分な説明に努める。

(3) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用すること。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定したときは、町ホームページ等により速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、町ホームページ等により、速やか

に公表する。

7 調達目標

令和7年度の障害者就労施設等からの物品の調達目標金額は、次の金額とする。

調達目標金額 2, 800, 000円以上

8 調達担当部署

調達方針の策定及び見直し、調達実績の取りまとめ及び庁内の周知等に関する調整事務は、企画財政課財政係及び保健福祉課福祉係が行う。

9 進行管理

調整担当部署は、調達の目標を達成するため、年度途中における調達状況の把握を行い、進行管理に努めるものとする。

10 その他

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。